

無線設備規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集－2. 3GHz帯周波数における移動通信システムの導入のための制度整備－
 に対して提出された意見及び当該意見に対する考え方
 (令和3年7月17日～8月20日意見募集)

提出件数 9件 (法人等 6件、個人 3件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	個人	<p>むしろ24時間常設的に2.3GHz帯(2,330-2,370MHz)を携帯電話用に開放する方向性を目指すべきである。</p> <p>2000年代にはラジオ中継をNTTドコモの3G回線で行っていた、当時から通信速度も著しく向上し、映像圧縮方式も進化しより低速回線でも安定して伝達が可能となった。</p> <p>ニュース等の1次映像媒体としての情報は内容の方が重要である為、1440×1080画素のHD映像が必ず必要ではない。</p> <p>もっぱら中継回線の用途は競技場と中継地点とTV局を結ぶ直線距離でのスポーツ中継に限られそれ以外の地域ではほぼ365日24時間2.3GHz帯(2,330-2,370MHz)は使用されない。</p> <p>夜間のみと言わず特定の競技場との直線距離以外の地域は常設的に2.3GHz帯(2,330-2,370MHz)を解放し朝夕の通勤ラッシュ、昼食時等の輻輳が恒常的に起きている時間帯のトラフィック増強に充てるべきである。</p> <p>FOMAでラジオ中継ができる装置、NECなどが共同で開発 (参考記載されたURLは省略しております。)</p>	<p>2.3GHz帯の周波数は現在、放送事業用FPU及び公共業務用無線局に使用されており、これら既存システムの運用に支障を与えない時間、場所等の条件において、周波数の有効利用のため、携帯電話を利用可能とすることが適切と考えます。</p>	無
2	個人	<p>「2.3GHz」表記だとCPUと見間違えるので「2.3通信」にしてほしい。</p>	<p>本件改正案においては、「二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波」等と表記しており、CPUの周波数と混同するおそれはないと考えます。</p>	無
3	一般社団法人 日本民間放送連盟	<p>【該当箇所】 「周波数割当計画」の一部を変更する告示案、および「電波法関係審査基準」の一部を改正する訓令案</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①周波数割当計画において、放送事業用の局(2.3GHz帯FPU)が電気通信業務用の局に対して優先権を有する旨を明記し、②電波法関係審査基準において、放送事業用の局に有害な混信を生じさせない措置を2.3GHz帯基地局等の免許人に義務付けたことは、いずれも一次利用システムの業務を適切に保護する観点から必要な措置であり、賛成します。 	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>電波法第102条の17第4項において、総務大臣は、電波有効利用促進センターに対し、指導及び助言を行うことができる旨が規定されており、制度設計の趣旨が確実に運用ルールに反映されるよう、総務省において引き続き、電波有</p>	無

		<ul style="list-style-type: none"> ・ダイナミック周波数共用において、今後は電波有効利用促進センターが中心的な役割を担うものと思います。しかしながら2.3GHz帯の共用は先進事例であり、制度設計の趣旨が実運用に適切に反映され、定着するまでの間は、行政も積極的な関与を継続していただき、ステークホルダー相互の理解醸成を図り、適切な助言を行っていただくよう要望します。 	<p>効利用促進センターを含めた関係者間の調整を図ることが適切と考えます。</p>	
4	株式会社テレ・ポーズ	<p>「ダイナミック周波数共用」についての質問と要望</p> <p>携帯電話基地局（下り電波）の使用周波数と同じ周波数帯域を使用する携帯電話等抑止装置の運用への影響が懸念されますので、以下のとおり質問と要望がありますので、ご検討いただけますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話事業者が利用する時間帯が夜間や早朝とのことですが、現在の携帯電話抑止装置を導入している施設（無線局）での運用へ影響を及ぼす可能性のある施設を事前に予測する必要がありますが、具体的な運用時間帯には制限を設けるのでしょうか。 ・当計画を早期実現するためのプロセスとして、実際に抑止空間への影響の有無の検証試験の実施が必要と考えます。その検証試験には関係事業者の参加協力は不可欠ですが、もし影響のあることが判明した場合には、回避策の考案ならびに研究開発費用の負担等についても総務省、関係事業者にもご協力と助成/補助を要望します。 ・現実的に影響が出る可能性のある抑止装置の導入施設（無線局）へのヒアリング調査を要望します。 	<p>2.3GHz帯の周波数は現在、放送事業用FPU及び公共業務用無線局に使用されており、携帯電話はこれら既存システムの運用に支障を与えない時間、場所等の条件において運用することとなります。</p> <p>また、2.3GHz帯において携帯電話抑止装置を導入するに際しても、携帯電話と同様、これらの既存システムの運用に支障を与えないよう運用する必要があります。このため、今後2.3GHz帯において携帯電話等抑止装置を導入しようとする者は、当該装置の運用実態及び今後の運用方針等を明らかにした上で、主導的かつ早急に、放送事業用FPU及び公共業務用無線局並びに携帯電話の各既存システムの免許人等と調整を図ることが適切と考えます。</p>	無
5	個人	<p>2.3GHz帯周波数を有効利用するのはよろしいかと存じます。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無
6	株式会社NTTドコモ	<p>地理的・時間的な運用状況を考慮した動的な共用（ダイナミック周波数共用）を前提とした2.3GHz帯における携帯電話システム利用の実現に向け、令和3年4月20日に一部答申された「2.3GHz帯における移動通信システムの技術的条件」に基づく適切な改正案であると考えます。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無
7	日本テレビ放送網株式会社	<p>【全体を通じて】</p> <p>ダイナミック周波数共用については、電波有効利用促進センターが今後中心的な</p>	<p>電波法第102条の17第4項において、総務大臣は、電波有効利用</p>	無

		<p>役割を担うことになると理解しておりますが、当該周波数帯の共用が先進事例となることから、制度設計の趣旨が実運用に適切に反映されるよう、本制度が定着するまで行政も積極的に関与を継続し、適切な助言を行っていただくことを要望します。</p> <p>【「周波数割当計画」の一部を変更する告示案】 周波数割当計画において、放送事業用の局（2330-2370MHz 帯 FPU）が電気通信業務用の局に対して優先権を有する旨を明記したことは、一次利用システムの業務を適切に保護する観点から必要な措置であり、賛同します。</p> <p>【「電波法関係審査基準」の一部を改正する訓令案】 電波法関連審査基準において、放送事業用の無線局に有害な混信その他の妨害を生じさせない措置を 2.3GHz 帯基地局等の免許人に義務付けたことは、一次利用システムの業務を適切に保護する観点から必要な措置であり、賛同します。</p>	<p>促進センターに対し、指導及び助言を行うことができる旨が規定されており、制度設計の趣旨が確実に運用ルールに反映されるよう、総務省において引き続き、電波有効利用促進センターを含めた関係者間の調整を図ることが適切と考えます。</p> <p>また、本改正案への賛同意見として承ります。</p>	
8	KDDI 株式会社	<p>【全般】 地理的、時間的な運用状況を考慮して複数システムの動的な共用を行うダイナミック周波数共用は、静的な共用に比べて周波数利用効率の向上が可能な方策であると考えます。本省令案等は当該技術を活用し、2.3GHz 帯の携帯電話システムでの利用を可能にするものであることから、原案に賛同いたします。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p>	無
9	ソフトバンク株式会社	<p>【全般】 2.3GHz 帯はアジアを中心にグローバルに LTE-Advanced の普及が進んでおり、さらに一部の国では 5G NR の導入も始まりつつあります。本改正（案）は、そうした国際動向を踏まえた当該帯域における LTE-Advanced や 5G NR の技術的条件が盛り込まれた内容となっており、その内容に賛同します。あわせて当該帯域におけるダイナミック周波数の運用ルールを検討するにあたっては、既存免許人を保護しながら、移動通信システム利用も最大限できるよう進めることが望ましいと考えます。 4.9-5.0GHz やミリ波といった更なる 5G 候補帯域についても、引き続き全国 5G として確実に割り当てができるよう検討を進めて行くことを要望します。</p> <p>【全般及び別紙 1 省令案 15 ページ附則（経過措置）】 グローバル帯域である 2.3GHz 帯に対応している陸上移動局の機種数は極めて多いため、改めて 2.3GHz 帯の技適の再取得が必要になる場合、新たな測定及び認証手続きを行うことになり長期間必要となります。そのため、他帯域で 4G や 5G の工事設計認証に加えて 2.3GHz 帯の国際ローミング用の認証を取得済みなどの一定条件を満たす陸上移動局については、2.3GHz 帯の技適再取得の省略もしくは緩和措置の適用を強く要望します。仮に技適の再取得が必要となる場合、技適の対象とし</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。新たな 5G 用周波数帯の確保については、引き続き検討してまいります。</p> <p>新たに使用可能となる 2.3GHz 帯に関して認証を省略するといった対応は、無線設備の技術基準への適合性があらかじめ確認されていることを条件に包括免許等を可能とする認証制度の考え方になじまないものと考えます。2.3GHz 帯の割当てに伴い、国内に流通している端末が認証未取得の状態で使用されることのないよう、業界においても適切な取組がなされることに期待します。</p>	無

		<p>て新たにTD-LTE又はTDD-NRが追加となる陸上移動局も含めて同一認証番号の適用を要望します。</p> <p>【別紙1 省令案 15 ページ附則（経過措置）】 本改正(案)には他帯域における規定済みの技術基準の一部修正がありますが、既に他帯域の従来規定で許可を受けた無線局免許や機器については、2.3GHz帯の技適を再取得する場合等であっても他帯域で修正された技術基準で再認証などが必要ないよう経過措置の明確化を要望いたします。</p>	<p>同一認証番号に関しては、認証制度の運用上問題ないか等を確認、整理の上で、その適用の可能性を検討致します。</p> <p>本改正案において、附則第3項により、施行時点において改正前の規定により認証を受けている無線設備の認証は、施行後にも有効としておりますので、2.3GHz帯の追加による再認証等に伴い、認証既取得部分の工事設計に変更がない限りは、引き続き認証は有効となりますため、当該経過規定により支障は無いと考えます。</p>	
--	--	--	--	--